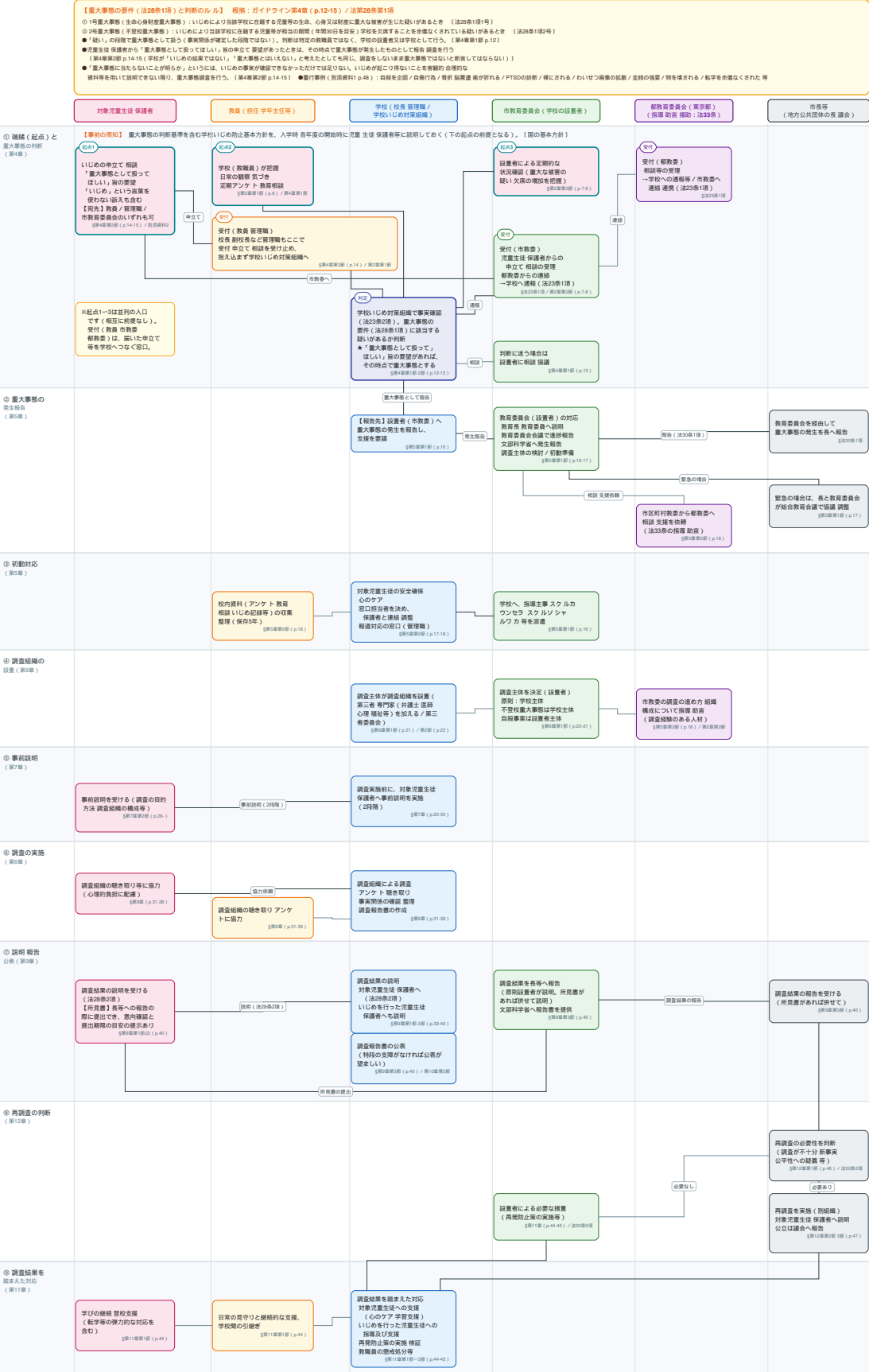


いじめの重大事態の対応フロー（ロール別）簡易版

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 公立（市立）小・中学校の場合 / 『§』は根拠条文、『p.』は同ガイドラインのページ

第1版（令和6年9月23日）



※この図は、下記の【課題 論点】を基に発展版です。各課題の内容は、この図の解説ページ（yasutakeyohet.com/jime-judai-jitai-flow）に掲載しています。

- 【参考】申立ての類型と根拠文 根拠：第3章第4節（p.11）、第4章第2節（p.14-15）、別添資料2（p.49）
- 転学・退学後の申立て：重大事態が発生した前在籍校で調査を行うが、聴取り等には現在在籍校の能力が不可欠。前在籍校と現在在籍校それぞれの設置者が必要に際し、連携して調査を進める。（第4章第2節 p.15）
 - 申立て後の申立て：記憶の曖昧化、資料の保存期間短縮、関係者への連絡困難などから調査は困難を伴うが、重大事態の場合は調査を行う必要があり、再発防止のため可能な調査を検討する（例：卒業生の保護者を通じて能力を求める）。（同）
 - 申立て後（別添資料2）の活用：保護者に真実的な状況が記入してもよい。根拠を正確に把握して迅速な対応につなげる。ただし被害の拡大がないことを理由に、電話や口頭での相談に代わらないことがあってはならない。（第4章第2節 p.14-15）
 - 対象児童生徒・保護者から「重大事態として扱う（疑い）」の申立てを受けたとき、その時点で重大事態が発生したのとして対応を調査を行う（第4章第2節 p.14-15）（文部科学省へ発生報告の対応は継続する）。（第3章第4節 p.11）
 - 児童生徒・保護者から「重大事態として扱う（疑い）」の申立てを受けたとき、その時点で重大事態が発生したのとして対応を調査を行う。（第4章第2節 p.14-15）（別添資料1 p.17）（別添資料2 p.40）（第4章第2節 p.14-15）

【参考】学校種別による報告先の違い（重大事態の発生報告） 根拠：法第29条～第32条 / 参考（p.51-64）

- 公立学校：当該地方公共団体の教育委員会を経由して、当該地方公共団体の長に報告（法30条1項）。地方公共団体の長等が、必要があると認めるときは再調査を行い（同2項）、再調査を行ったときはその結果を議会に報告する（同3項）。
- 国立・公立大学校：国立・公立大学の学長又は理事長を経由して、文部科学大臣に報告（法29条1項）。● 私立大学校：私立大学の学長又は理事長を経由して、当該私立大学の設置者（法人）に報告（法30条2項）。
- 私立学校：当該設置者を経由して、当該設置者が設置する学校：代表取締役又は代表執行役を経由して、認定地方公共団体の長に報告（法32条1項）。● 再調査：報告を受けた文部科学大臣・都道府県知事・地方公共団体の長等が、必要があると認めるときは行う（法29条2項・法30条2項・法32条2項）。

※1 本図は公立（市立）学校の場合。「学校の設置者」：市教育委員会。「地方公共団体の長等」：市長・公立の機関。

※2 起点1～3（青緑の枠）は重大事態を要する入口。3つは並列の入口で相互に前後関係はない。受け（教員・市教委・都教委）は、高い1から等を学校へ行くなど。

※3 法28条1項により、学校の教職員、地方公共団体の職員その他の職員に依る者及び保護者は、いじめの事実があると思われるときは学校への通報等の措置をとる。

※4 不登校重大事態は年間30日の欠席を要するが、連続欠席などいじめの事実と判断される場合は、30日に達する前から迅速に調査に着手する（第4章第1節 p.13）。

※5 文書の提出は求められないが、根拠の文書は「望ましい」と考えらる。対応を示す。所見書は、調査主体が調査結果等を報告する際を併せて提出される（⑧）。